

(公社)東基連 上野労働基準
協会支部
住所 〒110-0015
東京都台東区東上野 5-17-8
中銀第二マンション1F 店舗5
電話 03-5830-6961
支部長 村松 與章
発行責任者 加藤 修一
印刷 (株) サンライズ

上野労働基準会報

2024年
4月
No.245



上野労働基準監督署からのお願い

家内労働の委託 をしている方へ 「委託状況届」は 4月30日までに 忘れずに提出をしてください

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので「委託状況届」の提出が必要です。

委託者になられた場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の家内労働者数等を記入し、4月30日までに労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受けて他人を使わず同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいます。したがって、宛名書き等のような事務代行、あるいはホームページの構築など物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（☎03-3512-1614）または最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

委託状況届 様式第2号のダウンロードは東京労働局のHPのコチラを参照

[東京労働局 家内労働委託状況届](#)

[検索](#)

目次

- | | | | |
|-----------------------|---|--|-----|
| ◇上野労働基準監督署からのお願い | 1 | ◇新型コロナウイルス感染症の「罹患後症状（いわゆる後遺症）」に悩む方の治療と仕事の両立に向けたご案内 | 6～7 |
| ◇令和6年 賀詞交歓会、新春健康セミナー | 2 | ◇令和6年度 講習会・支部行事等のお知らせ | 8 |
| ◇令和6年 安全衛生表彰 | 3 | ◇事務局からの行事報告 | 8 |
| ◇上野労働基準監督署からのお知らせ | 4 | ◇3支部共催の有料講習 | 8 |
| ◇上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況 | 5 | | |

令和6年 年間標語 **小さなヒヤリも 大事な気づき 声に出して災害ゼロ**

令和6年 賀詞交歓会を開催

令和6年賀詞交歓会を1月24日(水)17時から上野精養軒において、4年ぶりに通常形式で開催しました。出席者は会員各社の他、台東区役所、上野労働基準監督署、関係団体などから多数のご参加をいただきました。

今回も株式会社東天紅人事課長の鈴木様の総合司会で、山本副支部長の開宴の辞に始まり、主催者を代表し村松支部長から挨拶があり、続いて来賓として台東区長所用のため、区長の代理といたしまして産業振興担当部長の上野守代様、続いて大國上野労働監督署長からそれぞれご祝辞をいただき、上野労働基準監督署副署長の細谷様のご紹介を、また、東基連本部常務理事の工藤東基連安全衛生研修センター次長につきましては、業務繁忙で到着後挨拶をいただくこととし、奥村副支部長の乾杯の発声により祝宴が始まりました。

この後、ご来賓の皆様と会員の方々との交流が随所で行われ、また、新年の恒例となっていました元メトロセルビス勤務の黒田雅晴氏による新春初笑いは、「南京玉すだれ」と縁起ものの「獅子舞」の公演が会場の雰囲気を引き立て、新年の門出にふさわしい宴となり、引き続き今回で3回目となりました支部幹事事業場などからグッズ類等の商品のご提供をいただきお年玉大抽選会を行い、最後に堂免副支部長の中締めにより、盛会のうちに閉会となりました。



▲開宴の辞 山本副支部長



▲主催者挨拶 村松支部長



▲来賓祝辞 台東区長代理の上野産業振興担当部長



▲来賓祝辞 大國上野労働基準監督署長



▲来賓ご紹介 細谷上野労働基準監督署副署長



▲乾杯 奥村副支部長



▲来賓祝辞 工藤東基連常務理事



▲中締め 堂免副支部長

新春健康セミナー

賀詞交歓会に先立ち第一部は、「元気をつくるセルフケア ～くう・ねる・あるく～」と題し、独立行政法人労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター産業保健専門職の田中希実子先生から、最初の「くう」については、体内時計・食事のリズム・食事の質を味方につける。「ねる」については、実際の睡眠と希望の睡眠時間の乖離と自分の睡眠パターンを知る。

最後の「あるく」は、テレワーク等で活動量が減っています・高齢者になる前にロコモを意識・座りすぎから一步前へと称し、全体の方向性を個人差等を踏まえ、強度や量を調整し、可能なものから取り組むとともに、今よりも少しでも多く身体を動かすことが必要との講演をいただきました。



▲講演中の田中希実子先生



▲南京玉すだれを熱演中の黒田氏



▲縁起のいい獅子に頭を噛まれる参加者

安全衛生表彰

新春健康セミナーに続き、第二部では安全衛生表彰式が行われ、大國上野労働基準監督署長ならびに村松上野労働基準協会支部長からそれぞれの事業場に表彰状が授与されましたので、受賞されました事業場をご紹介します。

令和5年度 上野労働基準監督署長表彰

事業場賞

■ 丸紅 ITソリューションズ株式会社様

表彰事由：丸紅 ITソリューションズ株式会社の本社事業場では、丸紅グループ労働安全衛生方針に基づき、経営トップの安全衛生方針の表明、管理体制の構築、法令の順守、教育を通じた安全衛生知識の醸成、リスクの低減と職場環境の継続的な改善、健康保持・増進の支援などの労働者の安全衛生管理を行っています。特に、安全管理の分野では、広い事務所を確保するとともに徹底的なペーパーレス化により余裕のあるオフィス空間を労働者に提供できていて、それが転倒をはじめとする行動災害防止の本質的安全対策となっていること。また、衛生管理の分野では、IT企業では、長時間労働が問題になりがちであるところ、管理ソフトを活用した時間外・休日労働時間等の「見える化」により適正把握をしていること、時間外労働の発生想定、顧客との調整、支援体制の構築により時間外・休日労働時間を削減していること、併せてフィジカル面及びメンタル面の健康管理を適切に行っていること。さらに、企業HPにおいて健康経営に関する「丸紅グループ健康宣言」、「健康経営戦略マップ」等を公表して、他企業の健康経営や意識向上にも寄与していること。これらの活動を労使協力して、活発に推進し、安全衛生水準を向上されていることは、特に同業他社の模範となると評価し、表彰することといたしました。



▲丸紅 ITソリューションズ株式会社様

令和5年度 上野労働基準協会支部長表彰

事業場賞

(順不同)

■ 日本化学産業株式会社様

表彰事由：当該事業場の本社安全衛生委員会では、年間計画をもとに毎月の重点取組の課題と定例的な課題に分類し具体的な活動を実施している。特に重点取組のメンタルヘルス対策では、社内教育やセミナーなどを実施するとともに、12月の人権週間ではセクハラ・パワハラ対策を、また、定例的な取組では、熱中症予防やメタボ予防など食生活の改善なども産業医を中心にした保健指導を実施するなど、健康と安全に配慮した職場づくりに積極的に取り組んでいることが評価されました。



▲日本化学産業株式会社様

■ トモエ商事株式会社様

表彰事由：当該事業場は、安全衛生委員会が中心となり東京都皮革産業健康保険組合支援のもと、特に保健指導が必要な社員には速やかに指定病院での受診を実施するとともに、安パトについては、安衛委員と一緒に社内巡視を実施し、点検項目に対する判定の良否は、点数による見える化した記録簿を産業医と共有し、不良個所の改善に努めている。また、前記健康保険組合から配信される「HIKAKUけんこうタイムズ」も安全衛生教育の一環として取り入れるなど、積極的に安全衛生活動の取組を行っていることが評価されました。



▲トモエ商事株式会社様

■ 中川装身具工業株式会社様

表彰事由：当該事業場は、産業医と連携し年間テーマを定めた安全衛生委員会をコロナ禍でもほぼ毎月開催。特に社員等に関する健康診断について、健診結果を分析することにより健康改善にも役立っている。安全衛生活動については、職場の安パトや安全衛生教育の開催などを実施。また、製造業のため機械設備の定期点検の確実な履行を図ることにより人身事故の未然防止に寄与するなど、労使が一体となった取組が評価されました。



▲中川装身具工業株式会社様

会員専用ページについて、支部事務局からお知らせ

ホームページのトップページに会員専用ページがあります。

- ①【会員専用ページ】をクリックしパスワードを入力してください。
- ② パスワードは、**ueno0004**でOKをクリックしご入場ください。

なお、パスワードの変更は、会報発行月(4、6、9、1月)に合わせて実施いたします。この件に対するお問い合わせは、支部事務局 (TEL 03-5830-6961) へお願いいたします。



▲左側から2人目大國上野労働基準監督署長、右隣村松上野労働基準協会支部長と受賞されました事業場の皆様

上野労働基準監督署からのお知らせ

1 令和6年4月1日から 建設業・自動車運転業務・医業に従事する医師にも 時間外労働の上限規制が適用されます

～ 36協定届が新しい様式に変わります ～

本年4月1日から、建設業・自動車運転業務・医業に従事する医師においても時間外労働の上限規制が適用され、これに伴い、時間外労働及び休日労働に関する協定(以下「36協定」という。)届が新しい様式に改正されます。関係の事業主におかれては、本年4月1日からの上限規制の適用に伴い、36協定の内容に合った『新しい様式による届出』が必要になります。

【36協定届の新しい様式について】

36協定届の新様式(建設業・自動車運転業務・医師)は、以下のページからダウンロード可能です。また、同ページに、36協定届の記載例や労働基準法等の改正内容等をご案内するリーフレットも掲載していますので、ご参照下さい。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/36_kyoutei.html



2 裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です

令和6年4月1日以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する全ての事業場で、必ず、

- 専門業務型裁量労働制の労使協定に下記①を追加
- 企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規程に下記②③④を追加後、決議に下記①②を追加し、

裁量労働制を導入・適用するまで(継続導入する事業場では、令和6年3月末まで)に労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

対応が必要な事項

- ① 本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める【専門型及び企画型】
- ② 労使委員会に賃金・評価制度を説明する【企画型】
- ③ 労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う【企画型】
- ④ 労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する【企画型】
- ⑤ 定期報告の頻度が変わります【企画型】

その他の留意事項について、厚生労働省ホームページを、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/sairyo.html



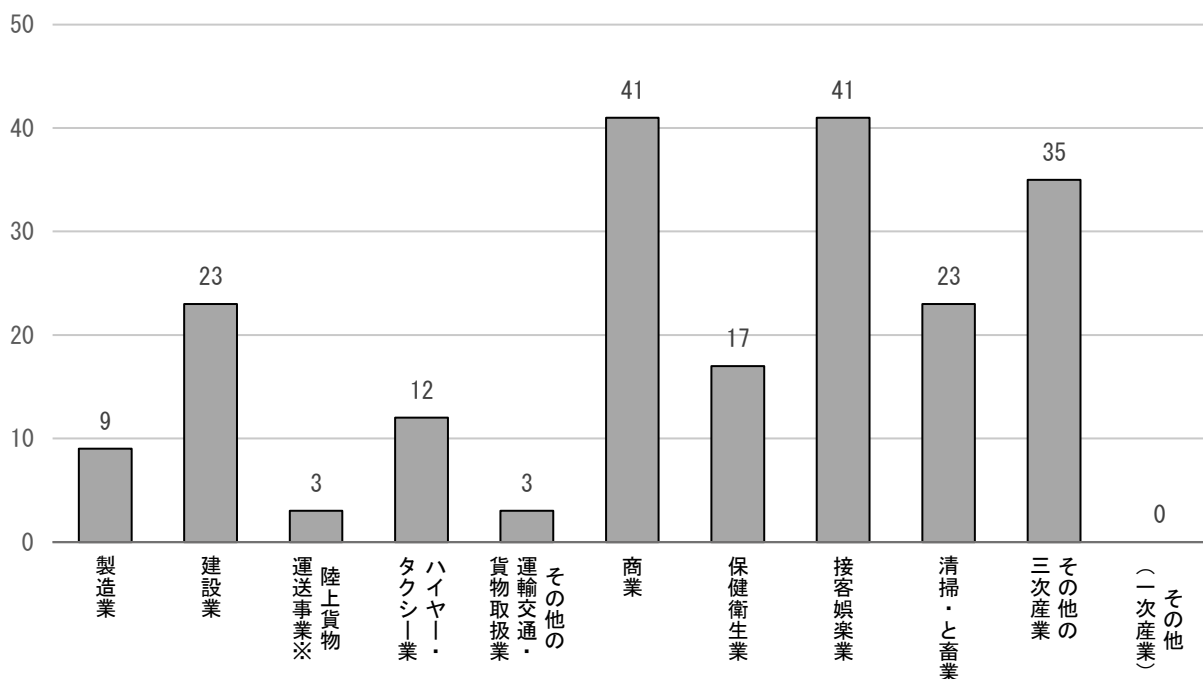
上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症を除く

令和5年死傷災害件数 全産業 207件

(休業4日以上、令和6年1月末速報値)

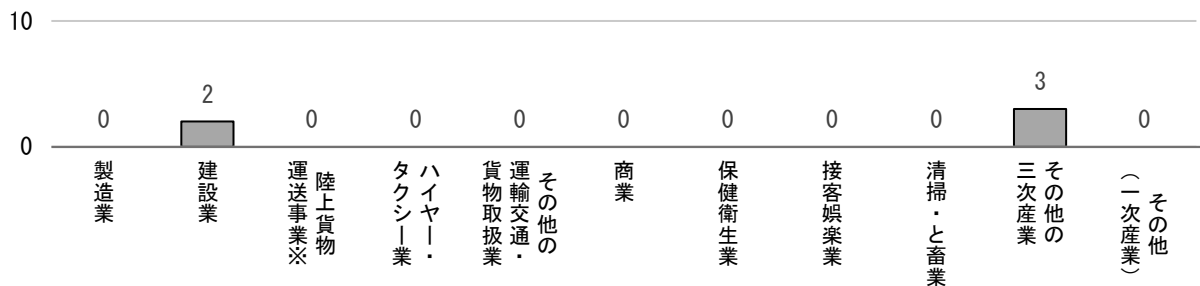
※「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。



令和6年死傷災害件数 全産業 5件

(休業4日以上、令和6年1月末速報値)

※「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。



死亡災害事例 令和5年1月～令和6年1月

発生年月	業種	職種	年齢	経験年数	事故の型	災害発生状況
R5.6	その他の事業	警備員	80代	10年以上 20年未満	高温・低温の物との接触	屋外の工事現場の警備業務において、途中の休憩後、現場に戻った際に倒れ、熱中症により死亡したもの。

企業の人事労務担当の皆さま、労働者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の 「罹患後症状（いわゆる後遺症）」に悩む方の 治療と仕事の両立に向けたご案内

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善します。しかし、いまだ不明な点が多いですが、一部の方で長引く症状（罹患後症状、いわゆる後遺症）があることがわかってきました。

人事労務のご担当者や上司の方は新型コロナウイルス感染症の罹患後症状のことを正しく理解して、罹患後症状に悩む方の治療と仕事の両立支援（療養からの職場復帰支援も含まれます）に取り組みましょう。

Q 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状にはどんなものがありますか。

A 罹患後症状の例として、次のものがわかっています。症状の程度や経過には個人差があり、時間とともに改善する人もいますが、症状が悪化したり、改善までに時間がかかったりする人もいます。

疲労感・倦怠感

関節痛

筋肉痛

咳

喀痰

息切れ

胸痛

脱毛

記憶障害

集中力低下

頭痛

抑うつ

嗅覚障害

味覚障害

動悸

下痢

腹痛

睡眠障害

筋力低下

Q 症状が改善せずが続いたり、新たに症状が出た場合はどうしたらよいですか。

A かかりつけ医等や地域の医療機関に相談しましょう。



各都道府県における新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関をお探しの方は、こちらをご覧ください。



Q 体調は以前より良くなりましたが、疲労感、息苦しさなどの症状が続いています。仕事への復帰に不安があるのですが、どうしたらよいですか。

A 仕事に復帰した際、無理をして症状が悪化することがあります。主治医等の意見を聞き、会社の担当者に業務内容、就業の頻度や時間等の調整を相談することが大切です。また、症状が強い場合には安静・休息が必要です。社会復帰は症状の改善状況に応じて、段階的に試みましょう。

 厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

(2023. 12)

Q 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状についても、労災保険給付は受けられますか。

A 業務により新型コロナウイルスに感染し、罹患後症状があり、療養等が必要と認められる場合には、労災保険給付の対象となります。労災保険の請求の手続等については、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。



最寄りの労働基準監督署をお探しのときは、こちらをご覧ください。



Q 罹患後症状について、厚生労働省の取組を知るにはどうしたらよいですか。

A 厚生労働省ホームページの情報「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について」をご覧ください。



罹患後症状に関するさまざまな最新情報を発信しています。



Q 罹患後症状に悩んでいる社員がいます。治療と仕事の両立を支援したいのですが、職場ではどのようなことに取り組んだらよいですか。

A 例として、以下のような休暇制度・勤務制度について、各事業場の実情に応じて検討・導入し、治療のための配慮を行うことが望まれます。

時間単位の年休制度

傷病休暇・病気休暇

時差出勤制度

短時間勤務制度

テレワーク

試し出勤制度

Q 治療と仕事の両立支援について、社内啓発に取り組もうと思います。参考になる情報はありますか。

A 治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」をご利用ください。



「治療と仕事の両立支援ナビ」では、事業者の方、支援を受ける方、医療機関・支援機関の方にとって役立つ、治療と仕事の両立支援に関する総合的な情報を発信しています。



Q 治療と仕事の両立支援の進め方についてどこに相談すればいいでしょうか。

A 都道府県産業保健総合支援センターにご相談ください。



独立行政法人労働者健康安全機構では、全国47の都道府県に産業保健総合支援センター（さんぼセンター）を設置しています。産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行っています。



令和6年度(2024年4月~2025年3月)講習会・支部行事等のお知らせ

月	日	曜日	開始予定時刻	行事・業務内容	場所		
令和6年	9	火	13:00	法定講習 有料 3支部共催 受講対象：新規採用者	中労基協ビル4階ホール (リアルとZoomで実施)		
	10	水	14:00	雇入れ時安全衛生教育講習会 受講対象：中途採用者・職転者			
4月	11	木	10:30	広報部会6月号(No.246)編集会議	上野労働基準監督署会議室		
	17	水	13:00	法定講習 有料：貸切 雇入れ時安全衛生教育講習会 受講対象：新規採用者	リアル(JR秋葉原駅周辺の貸会議室)		
	19	金	10:00	令和5年度支部監査	支部事務室		
	25	木	14:30	支部幹事会	支部長・相談役・副支部長会議	上野区民館201	
15:20			支部役員会議		同 101		
16:00			上野労働基準監督署長 特別講演				
5月	15	水	16:30	支部定時総会	浅草ビューホテル		
			17:40	懇親会	総会(3階 祥雲Ⅰ)、懇親会(25階 大輪)		
6月	6	木	13:30	安全管理セミナー：全国安全週間に連動(署と共催)	上野区民館401		
7月	10	水	10:30	広報部会9月号(No.247)編集会議	上野労働基準監督署会議室		
	11	木	11:00	安全・衛生部会合同会議	支部事務室		
8月							
9月	5	木	13:30	安全衛生管理セミナー：全国労働衛生週間に連動(署・建災防と共催)	台東区民会館9Fホール		
10月	○上旬	*	13:30	労務管理セミナー(署と共催)	上野区民館401 予定		
	25	金	8:00出発	優良事業場研修会(3支部共催)	事業場選定中		
11月	7	木	11:00	安全・衛生部会合同会議	支部事務室		
	8	金	10:30	広報部会1月号(No.248)編集会議	上野労働基準監督署会議室		
	13~15	水~金		全国産業安全衛生大会	広島		
	○中旬	*	14:30	支部幹事会	支部長・副支部長会議	上野区民館201 予定	
15:20			支部役員会議		同 101 予定		
16:00	上野労働基準監督署長 特別講演						
12月	○中旬	*	14:00	建設業年末年始安全管理講習会(署・建災防共催：支部協力)	上野区民館401 予定		
令和7年	1月	22	水	15:00	新春健康セミナー	浅草ビューホテル	
				16:10	安全衛生表彰式	上野労働基準監督署長表彰 上野労働基準協会支部長表彰	新春健康セミナー、表彰式(3階 祥雲Ⅰ)
				17:00	賀詞交歓会	賀詞交歓会(3階 祥雲Ⅲ)	
2月	10	月	10:30	広報部会4月号(No.249)編集会議	上野労働基準監督署会議室		
3月							

注：○印は会場抽選により日程決定のため確定次第上野労働基準協会支部のHP(ホームページ)等でお知らせ致します。

事務局からの行事報告

月	日	曜日	開始予定時刻	行事・業務内容	場所		
令和6年	1月	24	水	15:00	新春健康セミナー	上野精養軒2階	
				16:10	安全衛生表彰式	上野労働基準監督署長表彰 上野労働基準協会支部長表彰	新春健康セミナー、表彰式(梅の間)
				17:00	賀詞交歓会	賀詞交歓会(藤の間)	
2月	9	金	10:30	広報部会4月号(No.245)編集会議	上野労働基準監督署会議室		

3支部共催の有料講習(5月~12月別掲)

月	日	曜日	開始予定時刻	講習名(幹事支部)	場所
令和6年	22	水	9:30	危険予知訓練(KYT)研修会[足立荒川支部]	綾瀬：城東職業能力開発センター
5月	29	水	13:00	熱中症予防セミナー[王子支部]	上野区民館401
7月	調整中		13:00	熱中症予防セミナー[足立荒川支部]	綾瀬：城東職業能力開発センター
12月	5・6	木・金	10:00	石綿作業主任者研修[王子支部]	王子工業会館

※5月22日及び29日の講習案内は、東基連本部発行令和6年3月1日付の「東基連No.772号」に同梱済